

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	食品製造者等の高度化計画等の認定	担当部局・担当課室	医薬・生活衛生局食品監視安全課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号。以下「HACCP支援法」という。）第16条（農林水産省共管）	類型	その他
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○ 事務・事業創設時の趣旨</p> <p>食品の安全性の向上と品質管理の徹底を求める社会的要請に対応して、食品の製造過程の管理の高度化を図るため、国として食品の製造過程の管理の高度化の方向づけとなる基本方針を定めるとともに、それに即した施設の整備を促進するための金融・税制上の支援措置を講じることとした。</p> <p>○ 事務・事業の内容</p> <p>食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法において、食品の安全性の向上と品質管理の徹底に対する要請を踏まえ、食品製造業界全体に HACCP の考え方を広め、その導入を促進するため、以下の取組を行うこととしている。</p> <p>① 厚生労働大臣及び農林水産大臣が HACCP の導入についての基本方針を定めるとともに、この基本方針に則し、事業者団体でこれら大臣が指定する法人（指定認定法人）が、食品の種類ごとに、その製造過程の管理の高度化に関する基準（高度化基準等）を作成し、</p> <p>② 食品製造事業者が作成する高度化計画等について認定を行う。</p> <p>なお、高度化基準等に基づき指定認定機関が認定した計画に従い HACCP を導入する食品製造事業者に対しては、（株）日本政策金融公庫が長期低利融資を行う。</p> <p>（農林水産省が、業振興を所管する立場から、指定認定法人等との連絡調整や本制度の活用促進等を実施する一方、当省は、食品衛生を所管する立場から、高度化基準等が基本方針に則しているか等の確認を実施）</p>		
事務・事業の目的	食品業界全体への HACCP の導入促進を通じた食品の安全性向上により、国民の健康の保護を図ること。		
関連する政策目標等	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境作りを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標 1 食品等の安全性を確保すること</p> <p>1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること</p>		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録	特になし		

等の基準に 対するよく ある問合せ と回答																																				
料金等・積 算根拠	別紙のとおり																																			
事務・事業 の実績等	<p>○ 実績（令和3年度）</p> <p>高度化計画認定状況：38計画 高度化基盤整備計画認定状況：1計画</p> <table border="1" data-bbox="395 613 1425 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>高度化計画</th> <th>高度化基盤整備計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人</td> <td>29</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>共同組合連合会</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 事業収入（令和3年度）</p> <table border="1" data-bbox="395 1090 1080 1426"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人</td> <td>5,784,673</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>共同組合連合会</td> <td>1,674,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>		高度化計画	高度化基盤整備計画	一般社団法人	29	0	公益社団法人	4	1	一般財団法人	0	0	公益財団法人	0	0	共同組合連合会	5	0	計	38	1		事業収入	一般社団法人	5,784,673	公益社団法人	380,000	一般財団法人	0	公益財団法人	0	共同組合連合会	1,674,000	計	38
	高度化計画	高度化基盤整備計画																																		
一般社団法人	29	0																																		
公益社団法人	4	1																																		
一般財団法人	0	0																																		
公益財団法人	0	0																																		
共同組合連合会	5	0																																		
計	38	1																																		
	事業収入																																			
一般社団法人	5,784,673																																			
公益社団法人	380,000																																			
一般財団法人	0																																			
公益財団法人	0																																			
共同組合連合会	1,674,000																																			
計	38																																			
国からの補 助金等	なし																																			

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● HACCP 支援法の改正概要（法の有効期限の延長に併せて事業内容を見直し） <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度 <ul style="list-style-type: none"> ①事業者が作成する高度化計画の記載事項の充実 <ul style="list-style-type: none"> 施設の整備だけではなく、高度化された製造過程の管理が実現されるよう促す観点から、HACCP の運用に関する事項を計画記載事項に追加。 ②指定認定機関が定める認定業務規程の公表 <ul style="list-style-type: none"> 指定認定機関が行う高度化計画の認定等の手続きの透明化を確保するため認定業務規程を官報告示することとした。 ・平成 20 年度 <ul style="list-style-type: none"> 試験研究計画認定制度の廃止 指定認定機関の試験研究計画認定制度を廃止 ・平成 25 年度 <ul style="list-style-type: none"> 高度化基盤整備の支援対象化 <ul style="list-style-type: none"> HACCP 導入に資する施設整備を金融支援の対象とする従来制度に加え、その前段階の衛生・品質管理の基盤の整備のみに取り組む場合にも、新たに支援の対象とした。 ・当該法律は令和 5 年 6 月末に効力を失う旨規定されており、見直しについては検討中。
<p>事務・事業の必要性・有効性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務・事業の必要性 <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年 6 月 1 日に HACCP に沿った衛生管理が原則、全ての食品等事業者に義務づけられており、その確実な実施のためにも、特に、我が国の食品製造業界において大半を占める中小事業者に対して、HACCP 導入の基盤となる施設や体制の整備を行わせることで、食品の安全性向上による国民の健康の保護を図る必要がある。 ● 事務・事業の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> 国が定めた食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針（平成 25 年厚生

	<p>労働省農林水産省告示第2号)に則した計画に従い、HACCPを導入する食品製造事業者に対して支援を行うこととしている。当該計画の策定に資する基準については、指定認定機関から具体的な基準が示されており、利用者の利便性は確保されている。</p> <p>● 事務・事業の有効性 HACCPに沿った衛生管理の確実な実施のためにも、事業者のニーズに即した支援を行う必要がある。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性等</p>	<p>○ 指定等を行う妥当性 製造又は加工の実態に即して効果的かつ効率的に支援を行う必要があることから、食品の種類ごとに、高度化基準を作成し、計画の認定を行うこととしており、製造又は加工の実態に精通した事業者団体が行うことが妥当である。</p> <p>○ 事務・事業実施主体の適格性 <指定等の基準の妥当性> 指定認定機関の認定に当たっては、HACCP支援法第15条の規定に基づき、高度化基準の作成、計画の認定の業務を的確かつ円滑に実施するに足る技術的能力及び経理的基礎を有すること等が求められており、妥当な基準が設けられている。</p> <p><実施主体としての指定等法人の適格性> 現に指定している法人については、HACCP支援法第18条の規定に基づき計画認定の業務に関する業務規定を定め、また、HACCP支援法第20条に基づき、毎事業年度ごとに事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に厚生労働大臣及び農林水産大臣の認可を受けるなど、法に基づき、適正な事務・事業を実施している。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>食品製造業におけるHACCPに沿った衛生管理の導入状況実態調査（農林水産省）によると、令和3年度においてHACCPに沿った衛生管理を全て又は一部の工場・工程（ライン）で導入しているという事業所は61.9%であり、また、導入途中の向上があるは5.2%で、今後導入予定は32.8%であった。</p> <p>なお、高度化基盤整備の支援対象化を行った平成25年に導入済みと回答した事業所は21.4%であった。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>食品製造業における HACCP に沿った衛生管理の導入状況実態調査（農林水産省）</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>以上より、食品業界全体における HACCP に沿った衛生管理の確実な実施を支援し、もって国民の健康の保護を図るために、金融面での支援を行う本事業は必要かつ有効である。また、執行体制についても、法律の規定に基づき、各指定認定機関が業務規定を定め、それを国が認可するなどして担保しており、引き続き当該事務・事業が適切に実施されるよう監督・指導を行っていく。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 25 法人

- ・一般社団法人（10 法人）
- ・公益社団法人（4 法人）
- ・一般財団法人（2 法人）
- ・公益財団法人（3 法人）
- ・共同組合連合会（6 法人）

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
一般社団法人（10 法人）			
日本食肉加工協会	H10. 9. 30	03-3444-1772	指定認定機関の業務規程において定めている。
大日本水産会	H11. 3. 24	03-3585-6985	指定認定機関の業務規程において定めている。
日本冷凍食品協会	H11. 12. 17	03-3541-3003	指定認定機関の業務規程において定めている。
日本惣菜協会	H12. 3. 23	03-6272-8515	指定認定機関の業務規程において定めている。
日本弁当サービス協会	H12. 4. 20	03-5289-7470	指定認定機関の業務規程において定めている。
全国清涼飲料工業会	H12. 8. 17	03-6260-9260	指定認定機関の業務規程において定めている。
日本ソース工業会	H12. 10. 25	03-3639-9667	指定認定機関の業務規程において定めている。
日本パン技術研究所	H26. 8. 12	03-3689-7571	指定認定機関の業務規程において定めている。
精米工業会	H28. 3. 31	03-4334-2190	指定認定機関の業務規程において定めている。
日本卵業協会	H30. 1. 9	03-3297-5553	指定認定機関の業務規程において定めている。
公益社団法人（4 法人）			
日本缶詰びん詰レトルト食品協会	H11. 3. 17	03-5256-4801	指定認定機関の業務規程において定めている。
日本炊飯協会	H1. 3. 17	03-3590-1589	指定認定機関の業務規程において定めている。
日本給食サービス協会	H12. 3. 23	03-3254-4614	指定認定機関の業務規程において定めている。

日本べんとう振興協会	H20. 9. 18	03-5643-5611	指定認定機関の業務規程において定めている。
一般財団法人（2法人）			
日本食品分析センター	H12. 6. 27	03-3469-7184	指定認定機関の業務規程において定めている。
全国調味料・野菜飲料検査協会	H12. 9. 22	03-3639-9668	指定認定機関の業務規程において定めている。
公益財団法人（3法人）			
日本乳業技術協会	H11. 3. 24	03-3264-1921	指定認定機関の業務規程において定めている。
日本食品油脂検査協会	H12. 6. 27	03-3669-6723	指定認定機関の業務規程において定めている。
日本食肉生産技術開発センター	H26. 8. 12	03-5561-0786	指定認定機関の業務規程において定めている。
協同組合連合会（6法人）			
全国味噌工業協同組合連合会	H11. 6. 11	03-3551-7163	指定認定機関の業務規程において定めている。
全国醤油工業協同組合連合会	H11. 11. 16	03-3666-3286	指定認定機関の業務規程において定めている。
全国菓子工業組合連合会	H12. 11. 16	03-3400-8901	指定認定機関の業務規程において定めている。
全国乾麺協同組合連合会	H13. 8. 21	03-3666-7900	指定認定機関の業務規程において定めている。
全日本漬物協同組合連合会	H16. 7. 12	03-5875-8094	指定認定機関の業務規程において定めている。
全国製麺協同組合連合会	H17. 11. 21	03-3634-2255	指定認定機関の業務規程において定めている。